

令和 5 年度鶴岡市地域防災計画修正案の概要

■鶴岡市地域防災計画の概要■

災害対策基本法第 42 条に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。市長を会長とする防災会議で決定する。

本市の計画は、「震災・津波対策編」「風水害・雪害対策編」「個別災害対策編」により構成されている。

1 能登半島地震を踏まえた地域防災計画の修正

津波注意報で避難指示発令

(1) 津波注意報発表時の対応の修正

市職員動員基準を第 1 次非常配備とし、災害対策本部で対応にあたる。

(2) 地区防災計画の作成推進

災害対策基本法第四十二条の趣旨を踏まえ、鶴岡市地域防災計画の資料編に地区防災計画の策定状況を明記することとする。

2 地域防災計画のその他の修正

(1) 国土交通省の通知による修正

国土交通省国土保全局より、令和 6 年度から「土石流危険溪流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及び「土砂災害危険箇所」を使用しないこととし、「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域等」を使用する通知を受けたことによる修正。

(2) 「防災基本計画」「山形県地域防災計画」の見直しを踏まえた修正

①災害ケースマネジメントを追記

一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組みを追記する。

②長周期地震動に係る情報の追記

気象庁では令和 5 年 2 月 1 日より、発表基準に長周期地震動階級の予想値を追加して提供することとなり、長周期地震動階級 3 以上を予想した場合でも緊急地震速報を発表する。

③山形県・市町村被災者生活再建支援策の修正

政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた中規模半壊以上の世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給する。